

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方（1～4頁） ※下線：主な改定部分

1 いじめの定義

「いじめ」：児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの【いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条】

法では、いじめを見落とすことのないよう、いじめを広くとらえており、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは、どの集団、どの学校、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害案件
- (2) 特定の子どもや立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む
- (3) いじめのない社会実現に向け、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、相互協力し、活動する
- (4) 子どもは、自らが推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める

3 横浜市いじめ防止基本方針策定の目的

横浜市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。

4 いじめ防止に向けた方針

社会全体がいじめの起きない風土づくりに努め、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要

市として

- いじめ防止基本方針の策定、必要な施策を総合的に実施、いじめの実態把握
- 相談体制の充実、学校・家庭・地域等の連携強化、いじめ防止に向けての啓発

学校として

- 誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくり、子どもの発達段階に応じた取組の支援
- 保護者・地域・関係機関との連携による指導、保護者はパートナーという基本認識
- 校長のリーダーシップの下での組織的取組、組織による児童生徒一人ひとりの状況把握

保護者として

- いじめに加担しないよう指導に努め、教職員や保護者等周囲の大人に相談するよう働きかけ
- 学校と保護者はパートナーという基本認識に立ち、いじめの疑いがあると思われるときは、学校、関係機関、その他の相談窓口等に連絡

子どもとして

- 他者に対して思いやりの心を持ち、自ら主体的にいじめのない風土づくり
- 周囲にいじめがあると思われるときは、教職員や保護者等周囲の大人に積極的に相談

市民、事業者、関係機関

- 横浜市の子どもが安心して過ごすことができる環境づくり
- 保護者、学校、関係機関等への積極的な情報提供、相互連携

第2章 いじめ防止等のために横浜市が実施する施策（5～9頁）

- 児童生徒の健全育成に関わる機関、諸団体との連携強化に加え、区役所や警察、児童相談所等の関係機関と連携した解決や対応
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家の積極的な活用
- 教職員の資質の向上、保護者等を対象とした啓発活動、相談制度等の広報
- インターネット上のいじめの防止に向けた児童生徒等への啓発

1 横浜市いじめ問題対策連絡協議会の設置

法に基づき、関係機関の連携強化を図るため、「横浜市いじめ問題対策連絡協議会」を条例設置

2 横浜市いじめ問題専門委員会の設置

法に基づき、教育委員会の附属機関として、「横浜市いじめ問題専門委員会」を条例設置

3 教育委員会の取組

(1) いじめ防止・早期発見に関すること

- 全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育、体験活動等の充実
- 児童生徒が自主的に考え、議論する活動への支援
- いじめ防止啓発月間の設定（12月）
- 児童生徒、保護者、教職員のいじめに係る相談体制の整備、利用促進
- 区役所の子ども・家庭支援相談等、学校外の相談窓口の効果的活用
- 教職員が児童生徒の心理や背景をとらえる能力向上のための実践的な研修
- インターネット上のいじめへの対応

(2) いじめの対応に関すること

- 専門スタッフの配置など、チームで対応できる体制整備、仕組みの構築
- 学校教育事務所による学校、保護者への積極的支援
- 緊急対応チームを配置し、重大事態が疑われる案件について迅速に対応
- 学校が直接、弁護士相談を受けられる体制整備、専門家派遣による学校支援
- 区役所、児童相談所等の関係機関との連携・情報共有
- 児童生徒の発達段階に応じた適切な児童生徒指導の徹底
- 犯罪行為の警察への早期相談・通報

(3) 学校評価、学校運営改善の実施

- 学校評価における組織的な取組の視点、学校いじめ防止基本方針に基づく位置付け
- 教員評価における日常の児童生徒理解、情報共有、組織的な取組の視点
- いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備

4 市長部局の取組

教育委員会と連携した、いじめの防止、解決及び啓発への取組

- (1) 区役所や児童相談所等と教育委員会の組織レベル、担当者レベルでの連携・情報共有
- (2) 区役所の子ども・家庭支援相談等の子育てや教育に関する相談窓口の紹介
- (3) 地域が行う地区懇談会等の場で、いじめの問題など学校が抱える課題の共有
- (4) いじめに関する啓発の推進

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校・教育委員会は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検し、必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討する。

第3章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策 (10～15 頁)

1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方

- 各学校は、法に基づき、自校のいじめ防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。
- 策定した基本方針はホームページで公開し、入学時、年度のはじめに児童生徒、保護者等へ説明

2 学校の組織づくり

- 各学校は、当該学校の管理職、児童支援・生徒指導専任教諭、学級担任等の複数の教職員等により構成される「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上定期的に開催する。
- 校長等の責任者は、組織的に対応方針を決定し、記録を作成し、進捗管理する。

3 学校におけるいじめ防止等に関する取組の具体化

(1) いじめの防止

- 児童生徒が自らいじめを自分たちの問題として主体的に話し合う機会を支援
- 学校教育活動全体を通じ取組方針や教育プログラム等の活用

(2) 早期発見

- いじめの積極的認知
- 定期的なアンケートや教育相談等の実施

(3) いじめに対する措置

- 教職員は、いじめの兆候や懸念、訴えがあった場合は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」に報告・相談し、管理職のリーダーシップの下、組織的に対応方針を決定

(4) いじめの解消

- 「いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること」、「当該児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

(5) 特に配慮が必要な児童生徒

いじめはどの子どもにも起こり得る可能性があり、以下の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒に対し、適切な支援、保護者の連携、周囲の児童生徒への指導を組織的に行う。

- 発達障害を含む、障害のある児童生徒
- 海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- 東日本大震災等により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

(6) 学校運営協議会等の活用

学校運営協議会等の活用による学校が抱える課題の共有

第4章 重大事態への対処 (16～20頁)

1 重大事態の発生と調査 (法第28条)

(1) 重大事態の意味

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- いじめにより相当の期間(30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

(2) 重大事態の判断

重大事態に該当するか否かの判断は、学校、学校教育事務所又は人権教育・児童生徒課が行い、いずれかが重大事態を探知したら、速やかに対処方針を共有

(3) 重大事態の報告

重大事態に該当すると判断した場合、学校は直ちに教育委員会に報告し、報告を受けた教育委員会は、市長へ報告

(4) 調査の趣旨及び調査主体

- 法第28条の調査は、重大事態の対処とともに、同種の事態発生防止のために行う。
- 調査主体は、教育委員会又は学校

(5) 調査を行うための組織

- 学校主体の場合は、原則として「学校いじめ防止対策委員会」に専門的知識を有する第三者を加え、調査を行う。
- 教育委員会が調査主体となる場合、「横浜市いじめ問題専門委員会」が調査を行う。

(6) 事実関係を明確にするための調査の実施

- 事実関係を可能な限り網羅的に明確にすること。
- 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

(7) その他留意事項

法第23条第2項に基づく学校の調査で、事実関係の全貌が十分に判断される場合は、新たな調査は行わない。

(8) 調査結果の提供及び報告

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への適切な情報提供
- いじめを行った児童生徒及び保護者への説明
- 調査結果は教育委員会に報告し、教育委員会は市長へ報告
- 調査結果の公表に関するガイドラインの策定

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項による調査について再調査を行う。

(2) 再調査を行う機関の設置

附属機関として、「横浜市いじめ問題調査委員会」を条例設置

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

- 教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講じる。
- 再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告